

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

賀茂西地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 5 年 2 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

○農地の集積面積

61.5ha（区域内の農地面積 84.7ha、集積率 72%）

4 地域農業の将来のあり方

農用地の効率的かつ総合的な利用を進め、生産性の高い農業構造の実現を目指し、作業の効率化並びに新規作物の導入により経営の安定を図る。また、利用権の設定で地域内の耕地の集約や新しく設立された「(株)グリーンファームせら」とも連携を図っていく。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

重永前地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 5 年 4 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 3 経営体

個人 1 経営体

○農地の集積面積

70.2ha（区域内の農地面積 98.7ha、集積率 71%）

4 地域農業の将来のあり方

産物の不足で規模拡大がしたい（「安心！広島ブランド」と特殊品種の栽培）。

疎植栽培・作業・機械体系の合理化により経費の削減と色彩選別機の購入・農産物倉庫の建設により、品質の保持及び向上を図り有利販売に努める。種子大豆を生産し、特産地の育成を図る。

農地の集積は、集落（地区外）か貸付の相談も出始めた。区画整理（圃場整備）の関係もある。新しく設立された「(株)グリーンファームせら」と連携を図っていく。圃場整備後 10 年以上経過し暗渠施設の機能低下、機械の落ち込みや用水路の漏水等が発生しており、今後補修が必要となっているため、現在、西大田地区での区画整理及び暗渠排水事業を計画中である。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

東上原上谷上地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 5 年 7 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

○農地の集積面積

12.4ha（区域内の農地面積 17.1ha、集積率 72%）

4 地域農業の将来のあり方

法人に農地を集積し作物の作付の団地化を図り、低コストの農業を行う。また、水稲においては、こだわり米を作付し付加価値のある商品の販売を行う。

現在はハウス利用による周年栽培可能な野菜（ベビーリーフ、グラパラリーフ）専作であるが、直売所向けの露地による季節野菜（少量多品目）も作付けし、経営の安定を図るとともに、直売所を設置するなど販路拡大を行う。また、（農）かみだにとの連携により、農地の集積による作業効率の良い野菜団地を作り、低コスト化を目指す。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

大福地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 5 年 7 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

○農地の集積面積

8.6ha（区域内の農地面積 31.6ha、集積率 27%）

4 地域農業の将来のあり方

大福地域は山林に囲まれた中に農地が存在する典型的な山間農地である。圃場は字大坪地区が大正末期、字福原地区が昭和 60 年代に耕地整備された極めて耕地面積が狭く農業経営に悪条件である。また他地域と同様、住民の高齢化が著しい。この条件のなかで先人から引き継いだ農地を将来に継続していくためには、危機感を持って取り組む必要がある。そのためには地域住民による会合を重ね、集落法人加入を勧めると共に、共同作業を推進して作業の省力化と効率化を図るため大型機械が使用できるように圃場整備を行う。また、高齢者も対応できる農作業に取り組む。放棄地対策として農閑期を利用した共同作業により面積を減少させる。法人においてはさらなる農地の集約化と作業機械の大型化によって農業経営の効率化をはかるとともに、農産物高品質化と所得のあがる農産物の生産をさらに取り組むとともに、付加価値が増す取り組みにおいて地域農業の活性化を図る。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

賀茂東地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 6 年 1 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

○農地の集積面積

50.1ha（区域内の農地面積 80.7ha、集積率 62%）

4 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体である集落法人においては、水稻栽培中心に規模拡大を行い、特別栽培米の取り組みなど付加価値を図る。また、園芸品目としてキャベツ・スイートコーン・かぼちゃ等を栽培し、高度化品目の面積拡大を目指す。新しく設立された「(株)グリーンファームせら」と連携を図っていく。

新規就農者については、野菜専作で営農を開始するが、集落法人と地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積することによる効率的な作付計画を立て、省力化・低コスト化の生産を推進する。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 12 月 26 日

世羅町長 奥田 正和

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
市・みのり地区（世羅町）

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年 12 月 23 日（当初作成年月：平成 26 年 3 月）

- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
法人 1 経営体
○農地の集積面積
13.4ha（区域内の農地面積 28.7ha、集積率 46%）

- 4 地域農業の将来のあり方
中心となる経営体は、水稻を主体として、農地を集積することにより効率的な作付計画を立て、省力化・低コスト化の生産を目指す。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

市・祇園地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 6 年 3 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 4 経営体

個人 2 経営体

○農地の集積面積

41.7ha（区域内の農地面積 65.9ha、集積率 63%）

4 地域農業の将来のあり方

稲作中心の法人においては、水稻栽培中心に規模拡大を行い、園芸品目としてキャベツ
及びアスパラガスを栽培し、高度化品目の面積拡大を目指す。酪農農家については、飼料
供給と堆肥散布などの耕畜連携を図るとともに、乳製品加工などの高付加価値化を検討す
る。また、新規就農者と地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積するこ
とによる効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を推進する。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中
間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
青水地区（世羅町）

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 6 年 3 月）

- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○経営体数
個人 4 経営体
○農地の集積面積
40.0ha（区域内の農地面積 90.3ha、44ha）

- 4 地域農業の将来のあり方
地域の中心となる経営体に農地を集約し農作業の効率化を図る。また、農業者間の連携
を図り、転作田の有効活用と農地の保全、田園の美化に努める。
転作作物の集約化を図り、水稻同様効率化を図るとともに、耕畜連携により農地の有効
活用を図る。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
小谷・下津屋地区（世羅町）

- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 6 年 1 1 月）

- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 - 経営体数
 - 法人 1 経営体
 - 個人 2 経営体
 - 農地の集積面積
7.33ha（区域内の農地面積 14.1ha、51%）

- 4 地域農業の将来のあり方
農薬・化学肥料当地比 5 割減を目指し、また、無農薬・有機肥料による水稻栽培の高付
加価値の取組を推進し、コスト削減の取組みも検討する。

- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

砂田地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 6 年 1 1 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2 経営体

個人 2 経営体

○農地の集積面積

30.2ha（区域内の農地面積 91.2ha、集積率 33%）

4 地域農業の将来のあり方

集落法人においては、水稻、大豆及び麦などを中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借り受ける。

規模拡大により生産性を向上させるとともに、徐々に機械更新して、生産費のコストダウンを図る。

その他の中心となる経営体については、作業の効率化を図るなどにより低コスト化を目指す。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

西神崎地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 7 年 1 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 1 経営体

○農地の集積面積

9.9ha（区域内の農地面積 17.7ha、集積率 55%）

4 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体において、水稻を中心とした経営を行い野菜等の栽培を行いながら、
順次、規模拡大して低コスト化を目指す。また、地域の方々とも連携して、集落の農地を
守る。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

中陰地地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 7 年 1 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 2 経営体

○農地の集積面積

11. 9ha（区域内の農地面積 35. 4ha、集積率 33%）

4 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体において、水稻栽培中心に規模拡大を行い、低コスト化を目指す。また、地域の方々との連携にて集落を守るとともに、農地を集積することによる効率的な生産を推進する。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

赤屋地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 7 年 3 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 3 経営体

○農地の集積面積

39.9ha（区域内の農地面積 60.7ha、集積率 65%）

4 地域農業の将来のあり方

集落法人においては、水稻、大豆を中心とした経営を行い、今後、高齢化・後継者不足等により耕作の継続が困難な農家からの農地集積を図る。

認定農業者においては、継続して営農を行い、生産の効率化を図り、低コスト化を目指す。また、地域内での耕畜連携を推進し、環境保全型の農業に取り組んでいく。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

小反田・行貞・土取地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 8 年 2 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

個人 2 経営体

○農地の集積面積

4. 3ha（区域内の農地面積 34. 5ha、集積率 12%）

4 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体に農地を集約し農作業の効率化を図る。また、農業者間の連携
を図り、転作田の有効活用と農地の保全、田園の美化に努める。

転作作物の集約化を図り、水稻同様効率化を図るとともに、耕畜連携により農地の有効
活用を図る。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中
間管理機構に貸し付ける。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく
農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 1 2 月 2 6 日

世羅町長 奥田 正和

記

1 協議の場を設けた区域の範囲

金剛地地区（世羅町）

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 1 2 月 2 3 日（当初作成年月：平成 2 8 年 3 月）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人 1 経営体

○農地の集積面積

7.1ha（区域内の農地面積 39.6ha、18%）

4 地域農業の将来のあり方

中心となる経営体は、水稻を主体として経営を行い、農地を集積することによる効率的な作付計画をたて、省力化・低コスト化の生産を目指す。

他の農業者については、引き続き鳥獣被害対策を行いながら地域を守る。

5 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。